くさび式足場用梁枠の認定基準の一部改正

(1) 材料等

現行のまま

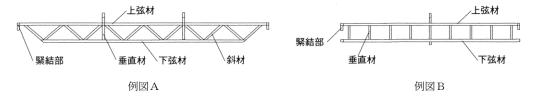
(2) 構造等

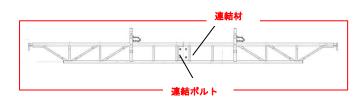
くさび式足場用梁枠は、中層用(足場の高さ3145m以下で使用するもの)と低層用 (足場の高さ10m以下で使用するもの)とし、上弦材、下弦材及び、垂直材及び連結材等を有し、かつ、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。

- a くさび式足場の構面の一部(幅3スパン以下)に架設できる構造のものであること。
- b 上弦材は外径42.4mm以上(42.7 \pm 0.25mm){低層用にあっては33.7mm以上(34.0 \pm 0.25mm)} であって、かつ、その肉厚が2.0mm以上(2.3 \pm 0.3mm){低層用にあっては1.7mm以上(2.0 \pm 0.3mm)} であること。
- c 連結する構造の梁枠にあっては、連結材の板厚は5.5mm以上とし、これに使用するボルトの直径は11.7mm以上であること。

(3) 各部の名称

くさび式足場用梁枠の各部の名称は、それぞれ次の図に示す部分をいう。





例図C (連結する構造)

以下現行のまま